

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）1月19日付けで諮問（第1112号）された傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県弁護士会会長から弁護士法第23条の2に基づき、北消防署警備一課が保有する救急活動の記録について照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。

照会があった事項については、個人情報を含むものであることから、照会元に個人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

救急活動報告書に記載のうち、作成日、覚知日時、出場時分、覚知から出

場、現場到着、覚知から現着、病院到着、覚知から病着、出場場所、通報内容、傷病者の住所、フリガナ、氏名、生年月日、年齢、性別、搬送者数、傷病名、傷病程度、病院選定回数、現場到着、接触時状況、活動概要、備考、救急隊接触時所見、バイタルサイン、初期観察、応急処置、使用資器材

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項は、弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる、としている、また、同条第2項は、弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われるものであり、弁護士が受け取った情報については、弁護士法第23条において、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会申出人である弁護士に確認したところ、次のように述べている。

自転車と歩行者の接触交通事故に関して、亡くなった照会対象者の親族の代理人として相手方への損害賠償請求に当たり、救急隊到着時及び搬送中の状況を知りたい。

本件の目的外に提供する個人情報は、傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があると判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、条例第12条第5項において、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、当該個人情報の帰属者は亡くなっており、死者の場合の本人相当である親族の連絡先を実施機関では把握していないことから、当該通知を

省略する。

(4) 提出書類

- ア 弁護士法第23条の2に基づく照会の写し
- イ 救急活動報告書の写し
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われる
ものであり、本件照会の具体的な必要性について、照会申出人である弁護士に
確認したところ、次のように述べている。

自転車と歩行者の接触交通事故に関して、亡くなった照会対象者の親族の代
理人として相手方への損害賠償請求に当たり、救急隊到着時及び搬送中の状況
が知りたい。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、傷病者に対する
救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報であり、他の代
替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認
められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ
いて

個人情報を目的外に提供する場合、条例第12条第5項において、当該個人
情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存し
ている。しかし、当該個人情報の帰属者は亡くなっており、死者の場合の本人
相当である親族の連絡先を実施機関では把握していないことから、当該通知を
省略する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通
知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上